

法人の薬局等の業務を行う役員の届出に係る留意事項

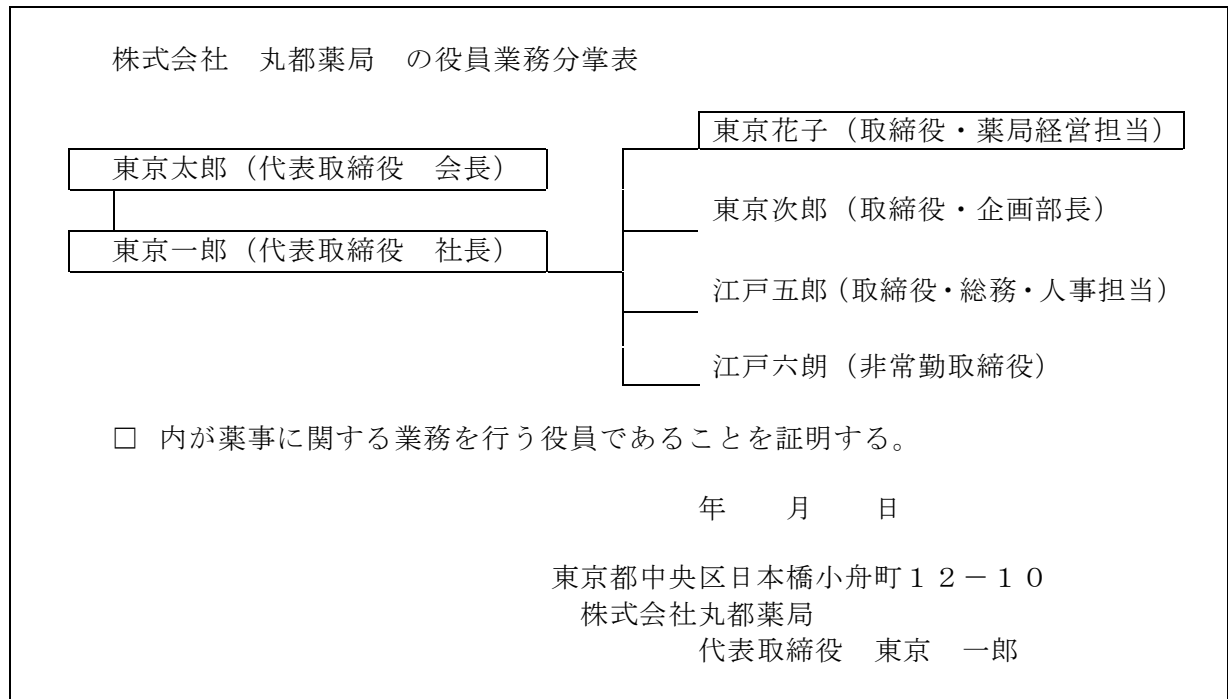
法人の業務を行う役員から、薬事に関する業務を行う役員を選任（画定）する場合に必要です。

【法人の業務を行う役員の範囲】

- (ア) 合名会社：定款に別段の定めのないときは社員全員
- (イ) 合資会社：定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員
- (ウ) 合同会社：定款に別段の定めのないときは社員全員
- (エ) 株式会社（特例有限会社を含む。）：取締役全員、ただし業務を行う役員を画定した場合は、会社を代表する取締役及び当該許可申請に係る業務を担当する取締役、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び当該許可申請に係る業務を担当する執行役
- (オ) 外国会社：会社法第817条にいう代表者（日本における代表者）
- (カ) 民法法人、協同組合等：理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。

（平成 18 年 5 月 25 日付厚生労働省医薬食品局総務・審査管理・安全対策課長連名通知）

<組織図又は業務分掌表の作成例>（用紙は A4 判とすること。）



届出時における登記事項証明書に役員（監査役・監事を除く）として登記されている方全員を記載して下さい。また、各役員の役職・担当業務を記載してください。（例：「代表取締役 社長」、「取締役・販売営業担当」等）

「代表権を持つ役員」及び「届出する営業所の薬事に関する業務を行う役員（監査役・監事を除く）」を選任（画定）してください。（「代表権を持つ役員」は、選任（画定）からはずすことはできません。）薬事に関する業務を行わない役員については、薬事業務に関与しない事が客観的にわかる程度の業務内容を記載してください。（例：総務・人事・経理担当、非常勤、関西地区担当、海外担当等）薬事に関する業務を行わない役員のみの変更については、変更届は不要です。

変更で新たに選任（画定）された役員については、診断書を提出してください。

代表者の記名が必要です。